本号で公布された法令のあらまし

◇職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（政令第六一号）（内閣官房）

1　国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）第一〇六条の四第二項の国家行政組織法（昭和二三年法律第一二〇号）第二一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職として、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの本部に置かれる情報システム・セキュリティ統括官の新設に伴う改正を行うこととした。（第一三条第一項第一八号関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令（政令第六二号）（法務省）

1　久喜区検察庁、新津区検察庁、亀岡区検察庁、宇陀区検察庁、荒尾区検察庁、高森区検察庁、大口区検察庁、西都区検察庁、高千穂区検察庁、男鹿区検察庁、鹿角区検察庁、角館区検察庁、中頓別区検察庁及び鳴門区検察庁の位置を改正するとともに、政令の別表第三表について所要の整理を行うこととした。（別表第三表関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び同法第九条第一項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令（政令第六三号）（国土交通省）

1　水源地域対策特別措置法第二条第二項の政令で指定するダムとして、木屋川水系木屋川木屋川ダムを新たに指定することとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第六四号）（内閣府本府）

1　東日本大震災に係る中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和六年三月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（政令第六五号）（内閣府本府）

1　令和二年五月一五日から七月三一日までの間の豪雨による災害について、災害対策基本法第一〇二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる期限を延長することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（政令第六六号）（経済産業省）

1　適用期間の延長

東日本大震災に係る中小企業信用保険法の特例のうち特定被災区域内に事業所を有する中小企業者等に係るものの適用期間を令和六年三月三一日まで延長することとした。（第一条第一号関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第六七号）（内閣官房）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和五年四月一日とすることとした。

◇安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第六八号）（経済産業省）

一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部改正関係

1　特定事業者の指定に係るエネルギーの使用量

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「需給構造確立法」という。）による改正後のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「改正後省エネ法」という。）第七条第二項の政令で定めるところにより算定するエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した化石燃料及び非化石燃料の量並びに当該年度において使用した熱（当該年度において他人から供給された熱以外の熱にあっては化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱、自然界に存する熱（地熱、太陽熱及び雪又は氷を熱源とする熱のうち、給湯、暖房、冷房その他の発電以外の用途に利用するための施設又は設備を介したもの（以下「集約した地熱等」という。）を除く。）及び原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質が原子核分裂の過程において放出する熱を除き、集約した地熱等にあってはその熱量を測定できるものに限る。）及び電気（当該年度において他人から供給された電気以外の電気にあっては、化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気を除く。）の量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量とすることとした。（第二条第二項関係）

2　特定熱損失防止建築材料

改正後省エネ法第一五四条第一項の政令で定める熱損失防止建築材料に、木製のサッシを追加することとした。（第二一条第二号関係）

3　報告及び立入検査

㈠　経済産業大臣が、改正後省エネ法第一六六条第一項又は第二項の規定により、その職員に、工場等に立ち入り、使用する非化石燃料を検査させることができることとした。（第二三条第二項及び第二四条第二項関係）

㈡　主務大臣が、改正後省エネ法第一六六条第三項の規定により、工場等につき、非化石エネルギーへの転換に関する事項に関し報告させることができることとするとともに、その職員に、工場等に立ち入り、使用する非化石燃料を検査させることができることとした。（第二五条第一項第三号及び第二項関係）

㈢　国土交通大臣が、改正後省エネ法第一六六条第七項の規定により、貨物又は旅客の輸送につき、非化石エネルギーへの転換に関する事項に関し報告させることができることとするとともに、その職員に、事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、使用する非化石燃料を検査させることができることとした。（第二七条第一項第三号及び第二項関係）

㈣　主務大臣が、改正後省エネ法第一六六条第九項の規定により、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、非化石エネルギーへの転換に関する事項に関し報告させることができることとした。（第二九条第一項第二号関係）

4　権限の委任

㈠　特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者及び認定管理統括貨客輸送事業者に対する非化石エネルギーへの転換の目標の達成のための中長期的な計画の受理及び非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告等の国土交通大臣の権限は地方運輸局長に委任されることとした。（第三二条第二項関係）

㈡　特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、特定荷主及び認定管理統括荷主に対する非化石エネルギーへの転換の目標の達成のための中長期的な計画の受理及び非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告等の主務大臣の権限は地方支分部局の長に委任されることとした。（第三二条第三項関係）